

○昭和村婚活サービス利用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身の村民に対し、結婚のきっかけづくりを支援することを目的に、株式会社リクルートの運営するゼクシィ縁結びエージェントが提供する結婚相談所サービス（以下「結婚相談所サービス」という。）の会費の一部を補助することについて、昭和村補助金等に関する規則(昭和55年昭和村規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時に村内に住所を有すること。
- (2) 昭和村の村税等の滞納がないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 昭和村暴力団排除条例(平成24年昭和村条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、結婚相談所サービスの初期費用及び会費とする。また、対象店舗は高崎イオンモール店のみとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表1に定める額とし、入会日から6ヶ月以内の連続する月会費3ヶ月分に初期費用を加えた額を上限とする。また、別表1にある料金以外のオプション料金やシンプルプランの日割り料金等は補助対象外とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、昭和村婚活サービス利用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添えて、補助対象経費の最終の支払から3ヶ月以内に村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、昭和村婚活サービス利用補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項に定める交付の決定について、補助金の交付が適当と認められる場合は、予算の

範囲内で速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、次の各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) その他村長が不適當と認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助対象経費		金額
初期費用		66,000円 (税込)
月会費	シンプルプラン	9,900円 (税込)
	スタンダードプラン	17,600円 (税込)
	プレミアムプラン	25,300円 (税込)
	フォーカス	9,900円 (税込)